

補償制度 (自費診療における補償について)

当院では自費診療での補償制度を受けることができます。

最終補綴物を装着後、以下の期間で破損などが生じて再治療を行う場合にはその費用を補償いたします。

補償の期間・補償される補綴物

補償される補綴物と補償期間、補償費用は以下の通りです。

1. メタルボンド、オールセラミック、ゴールドクラウン・インレー、3本以下のブリッジ

- ①10年未満 初年度100%の補償、1年毎に-10%の補償額減少とする
(2年目なら90%の補償、3年目なら80%の補償)

(例)H.19.12.1 最終補綴物を装着→H.24.11.30 まで補償

- ②10年以上 10%の補償

2. 4本以上のブリッジ

- ①5年未満 初年度100%の補償、1年毎に-20%の補償額減少とする
(2年目なら80%の補償、3年目なら60%の補償)

- ②5年以上 10%の補償

3. エコインレー、クラウン

- ①3年未満 初年度100%の補償、1年毎に-30%の補償額減少とする
(2年目なら70%の補償、3年目なら40%の補償)

- ②3年以上 10%の補償

4. 入れ歯

- ①2年未満 全額を補償

- ②2年以上 10%の補償

5. インプラント

上部構造(補綴物・かぶせ物)に関しては上記に基づきます。

インプラント体自体からの再治療に関しては

10年未満 全額を補償

10年以上 10%の補償 ただし喫煙者は5年となります。

補償を受けられる条件

- ①1年間に定期的に3回以上の検診を受けていること
- ②当院の治療方針（指示）にしたがっていること
- ③処置前・処置後の注意事項を守っていること
- ④歯磨きなど指導した注意事項を守っていること
- ⑤再治療を自費で行う場合（保険治療は対象外）

※①～⑤の項目をすべて満たしていること

口腔内の状態が著しく悪く、その中で補綴を施した症例（本人同意）は対象外となります。

補償の方法

①完成セット時の状態と必ずしも一致することなく、修理を行うこともあります。

②セラミック系

歯肉の退縮による歯根の露出は対象外となります。

その場合には歯肉の形成外科で対応する場合があります。

医院の指示に反して歯ぎしり防止プレートを使わなかったためにセラミックが欠けた場合は対象外となります。

その場合には有償でプラスチックのような合成樹脂で修理することもあります。

③入れ歯の落下による破折、取扱いからくる破折は対象外となります。

④歯根が歯周病、むし歯、破折などによりやむなく抜歯しなければならなくなった場合には後の補綴物が

1. インプラントの場合

上部構造（補綴物）の費用相当額のみを補償期間に応じて補償

2. 入れ歯の場合

もともとの補綴物の費用相当額を補償期間に応じて補償

⑤再治療を拒否される場合でも治療費の返金はできません。

補償制度の対象外

- ①前記「補償を受けられる条件」に当てはまらない場合
- ②交通事故や不慮の外傷など
- ③他院で処置を施され、直接的間接的に影響を受けている場合
- ④年月による磨耗
- ⑤スポーツマウスガードとホワイトニングについては対象外となります。